

子ども食堂開設準備支援事業補助金 申請の流れ

01

お申込み

- ①交付申請書（別紙様式1）及び別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3を記入する
- ②市町の児童福祉担当課（市町窓口一覧表）にて、確認を受ける（別紙様式1の確認欄）
- ③県少子化対策監室に提出

県

交付決定

申請から約1ヶ月前後で県が交付決定する
※なお、申請事業が対象外の場合や予算額に達した場合は、交付決定されない（事前に連絡します）

02

請求

交付決定後速やかに、交付決定額の5割を県に請求（債権者登録書も併せて提出する）
なお、千円未満の端数が発生した場合、これを切り捨てた額を請求

03

事業実施

事業計画に基づいて、事業を実施する
事業内容を変更する場合、県に相談

04

実績報告

事業完了から15日以内または2月末日までに、実績報告書（別紙様式3）、別紙3-1、別紙3-2、経費の積算書の根拠となる資料（領収書、通帳の写し等）、事業実施状況写真を県に提出

県

額の確定

実績報告受領後、すみやかに額の確定を実施

05

請求・返還

残額を請求 または 使用しなかった分を返還